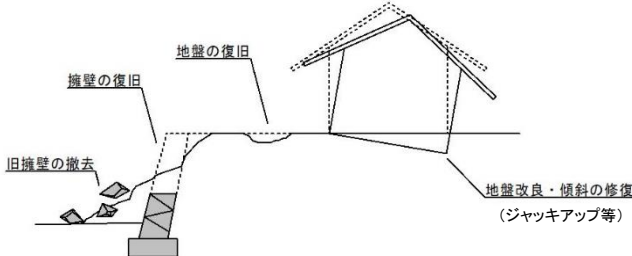


氷見市宅地液状化等復旧支援事業費補助金のご案内

① 対象者	令和6年能登半島地震発生時に液状化の被害を受けた宅地（被害を受けた時住宅の用に供されていたもの）の所有者等で、り災証明（居住者用）を受けたもの。 ※所有者等…宅地の所有者、又は所有者から工事の承諾を得た管理者・占有者。 ※り災証明… <u>準半壊</u> 以上に限る。ただし、市長が認める一部損壊のものも含む。																								
② 対象用途	○戸建住宅　○アパート ○兼用住宅の住宅部分（店舗、事務所棟との兼用住宅など） ○個人所有者の住宅と一体的に利用している倉庫・納屋 <u>※注意点</u> 以下は補助対象外となります ×住宅となる家屋がない倉庫・納屋　×店舗　×事務所 ×工場　×事業用倉庫など住宅以外の用途																								
③ 対象工事	所有者等が行う液状化の被害を受けた宅地の復旧のために必要な次に掲げる工事。 （１）のり面の復旧工事 （２）擁壁の復旧工事 （３）地盤の復旧工事 （４）地盤改良工事 （５）住宅基礎の傾斜修復工事 <u>※注意点</u> ・令和6年1月1日から6月30日までの間に着手された工事も対象となります。 ・令和6年7月1日以降に着手される場合は、工事契約前に補助交付の手続きが必要となります。 ・当該工事に関する調査設計費は、補助対象です。（ただし調査設計費のみでの申請は不可） ・（１）～（３）は原形復旧工事が基本です。（ <u>構造基準を満たすものへの変更</u> も含む） ・（４）は液状化再発防止の工事である必要があります。 																								
④ 補助金額	補助金額＝（対象工事費－50万円）×2／3（上限766万6千円） 計算例：対象工事費ごとの補助金額と個人負担額 <table><tr><td>対象工事費</td><td>50万円</td><td>100万円</td><td>200万円</td><td>500万円</td><td>800万円</td><td>1000万円</td><td>1200万円</td></tr><tr><td>補助金額</td><td>0万円</td><td>33.3万円</td><td>100万円</td><td>300万円</td><td>500万円</td><td>633.3万円</td><td>766.6万円</td></tr><tr><td>個人負担額</td><td>50万円</td><td>66.7万円</td><td>100万円</td><td>200万円</td><td>300万円</td><td>366.7万円</td><td>433.4万円</td></tr></table> <u>※注意点</u> ・対象工事費が50万円を超えない場合は対象工事であっても補助金は出ません。 ・対象工事費が1,200万円を超える場合は補助金額は766.6千円となります。	対象工事費	50万円	100万円	200万円	500万円	800万円	1000万円	1200万円	補助金額	0万円	33.3万円	100万円	300万円	500万円	633.3万円	766.6万円	個人負担額	50万円	66.7万円	100万円	200万円	300万円	366.7万円	433.4万円
対象工事費	50万円	100万円	200万円	500万円	800万円	1000万円	1200万円																		
補助金額	0万円	33.3万円	100万円	300万円	500万円	633.3万円	766.6万円																		
個人負担額	50万円	66.7万円	100万円	200万円	300万円	366.7万円	433.4万円																		
⑤ 重要事項	・補助金申請後には審査がございます （審査では書類の追加や修正、現地の立会など、必要な手直しや確認を求める場合があります） ・交付申請日から1年以内に工事を完了する必要があります ・申請は一度のみです （ただし、対象工事を2工事以上行う場合でも、合算して申請することはできます）																								
受付窓口：氷見市都市計画課（市役所2階）　TEL：0766-74-8090																									

関連 Q&A

Q1. 復旧工事の消費税及び地方消費税分は対象工事額に含まれるのか？

A1. 個人の方が申請する場合、消費税及び地方消費税を含みます。

申請者が課税事業者の場合であって、補助対象事業に係る消費税の仕入税額控除の適用を受けるときは、適切な対応をお願いします。

Q2. 工事範囲としては、建物土台より下と考えればよいのか？

A2. 原則として土台を境にした上下で切り分けて考えてください。宅地に接している基礎の傾斜修復は本事業の対象です。

Q3. 店舗(事務所)併用住宅の宅地は対象となるのか？

A3. 併用住宅の宅地は、住宅の用に供する部分の宅地が対象となります。

対象部分の判定が困難な場合は、住宅、非住宅の延べ床面積で工事費を按分し補助金の額を算定してください。

Q4. 工種によって施工業者が違う場合はどうすればよいのか？

A4. 工事施工業者が複数にわたる場合は、申請書の工事施工者欄に併記したうえで、工事施工業者ごとに見積もり等の必要書類を提出してください。

Q5. 補助金対象工事の設計図書とはなにか？

A5. 位置図、図面（縮尺・方位・各部の寸法・敷地境界線・擁壁の位置及び高さ等）、断面図（縮尺・各部の寸法・水抜き穴位置・使用材料の種類等）、正面図（縮尺・各部の寸法・鉄筋詳細図等）、構造計算書（応用計算、断面算定等）などをいいます。

案件ごとに構造等の違いで必要になる図書が異なりますので、書類提出後審査過程で情報が不足となる場合において、書類の追加提出を求める場合があります。

Q6. 住宅応急修理制度による補助を受け住宅の傾斜補正をしたが、本事業にも申請することができるか？

A6. 災害救助法に基づく住宅応急修理制度による住宅基礎の傾斜修復工事が行われている場合であっても、本事業による住宅基礎の傾斜修復工事の対象となるため、申請することができます。その際対象工事費から住宅応急修理制度の補助額を差し引くかたちとなります。

Q7. 舗装復旧分は対象外か。地割れや陥没による本復旧時の舗装（As 舗装や Co 舗装）は対象となるのか？

A7. 舗装などは宅地（地盤）復旧ではないため対象外です。ただし、状況により一部対象とできる場合もありますので、窓口にご相談ください。なお法面の保護の為に張芝工は対象となります。